

議第7号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

次のとおり、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定により、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

氏名	備考
川田 良寛	志津南学区

任期 平成29年4月1日～平成30年3月31日

## スポーツ基本法（抄）

### （スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 草津市スポーツ推進委員に関する規則（抄）

### （職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。  
（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、56人とする。

### （任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

議第8号

草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることについて

草津市指定有形文化財の指定について、草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求める。

記

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
木造男神坐像	1 軀	小槻神社	草津市青地町873番地
福島正則禁制	1 幅	本市	草津市草津三丁目13番30号
観音寺詮舜書状	1 通	本市	草津市草津三丁目13番30号

## 有形文化財の市指定について草津市文化財保護審議会に諮問しようとする文化財の概要

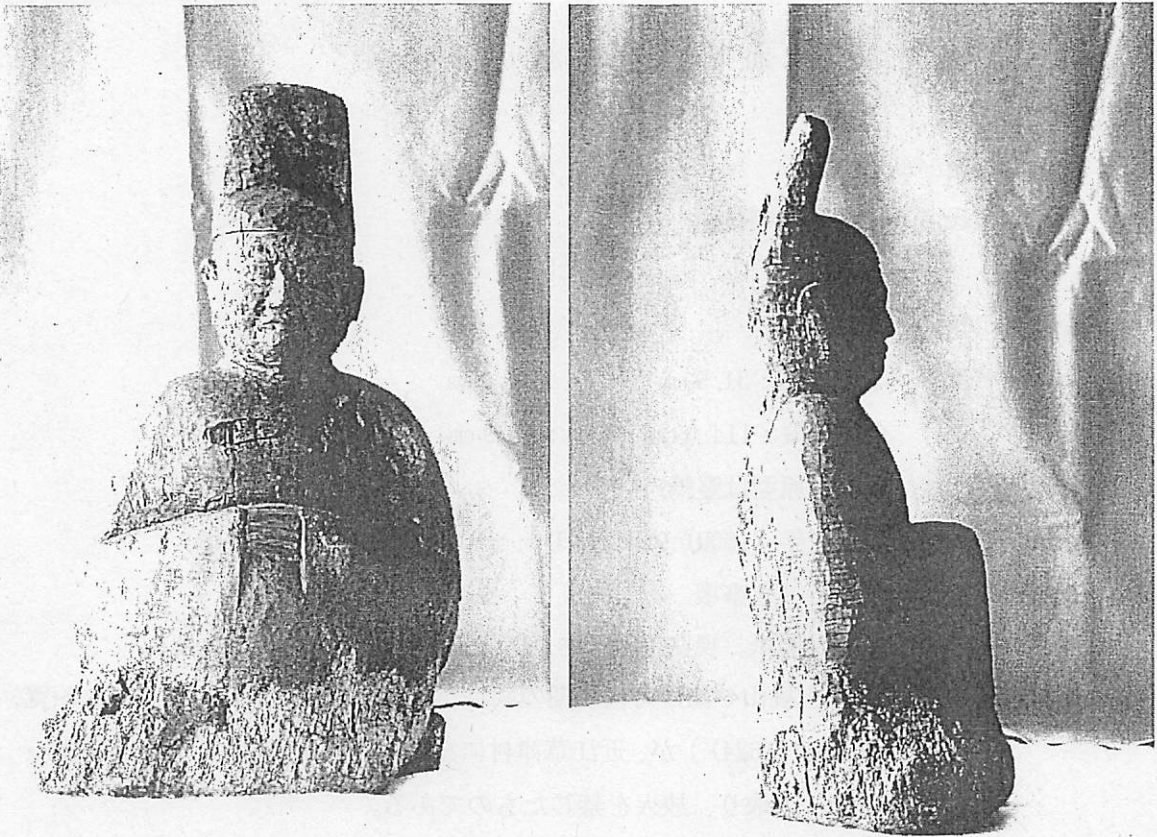
1. 名称 <sup>もくぞうだんしんざぞう</sup>木造男神坐像
2. 員数 1 軀
3. 所在の場所 草津市青地町 8 7 3 番地 (小槻神社所蔵)
4. 所有者の氏名又は名称及び住所  
小槻神社 宮司 井口盛彦 草津市青地町 8 7 3 番地
5. 種類 美術工芸品(彫刻)
6. 法量 像高：46.2 cm 冠下高：35.1 cm 頂上～顎：17.8 cm  
面長：8.0 cm 面幅：8.1 cm 面奥：9.2 cm  
耳張：10.0 cm  
胸奥：11.4 cm 腹奥：15.3 cm 肘張：13.5 cm  
膝張：14.2 cm 坐奥：17.4 cm
7. 品質及び形状  

<sup>ほくとうかんむり</sup>幟頭冠をいただき、<sup>しんまき</sup>瞋目として閉口する。<sup>ほろ</sup>袍を着け、両腕を<sup>くつび</sup>屈臂して胸前で<sup>しゅし</sup>拱手し、指を重ねながら<sup>しん</sup>笏をとる形とする。膝を左右にして坐す。

広葉樹材製。<sup>とうたいかんぶ</sup>頭体幹部(現状の全身)は、木心を中心に籠めた一材製とし、<sup>うちきり</sup>内割りしない。木心中央に<sup>くう</sup>空があるほか、節などが認められる。表面には、浅く左右方向にノミ痕を残し、大半が素地をみせているが、白地や朱系の色料が認められる。
8. 時代 平安時代後期(11世紀)
9. 伝来その他参考となるべき事項  
<sup>とぎ</sup>耳朶の一部、両腕の一部、などが朽損し欠失している。また<sup>とぎつ</sup>持物(笏か)を亡失している。
10. 諮問理由 小槻神社本殿に伝来した俗体の男神坐像で、近年の修理によって面目を一新し、現在は社務所の内陣に安置されている。幟頭冠を頂いて、胸前で拱手して坐すもので、その表情からして<sup>めいどそう</sup>瞋怒相の壮年の男神像。全体感は<sup>ぼうよう</sup>茫洋として簡略な表現になるが、表情については、瞋怒の目の見開きをはじめ、鼻や口、頬の肉取りなどは丁寧に彫り出されている。材は木心を中心に込め、空のあつた節の多いもので、由緒のある<sup>みまぎ</sup>御衣木を用いたものと思われる。一木造で丸彫りの古様な神像で、や

や穏やかさを見せる表情などからして、11世紀の作と推測される。旧栗太郡という範囲からすれば、栗東市の大宝神社に平安時代から中世にかけての神像群が祀られており、同市の小槻大社や金勝寺には、10世紀から12世紀に造像された男神像が伝えられている。本像との比較でいえば、近年に確認された栗東市五百井<sup>いおのい</sup>神社の男神像（滋賀県指定文化財）などに親しさが認められる。五百井神社の男神像は、やや小振りになるものの、体部の立体表現なども的確で、古様をみせており、本像よりも古い作とみられる。本像は、五百井神社像の表現を継承するもので、地域における俗体男神像の一般的なタイプを示す古例として極めて貴重であり、市指定有形文化財とすることについて諮問する。

○木造男神坐像(小槻神社所蔵)



正面

側面



1. 名 称 福島正則禁制ふくしままさのりきんぜい (慶長五年九月十七日付)
2. 員 数 1幅
3. 所在の場所 草津市
4. 所有者の氏名又は名称及び住所  
草津市
5. 種 類 書
6. 法 量 本紙 縦：31.5 cm 横：43.0 cm  
全体 縦：114.0 cm 横：51.9 cm
7. 品質及び形状 掛軸 (原型は豎紙)
8. 時 代 慶長5年 (1600) 9月17日
9. 伝来その他参考となるべき事項

原型は豎紙。現在は軸装されている。

10. 諮 問 理 由 安土桃山～江戸時代初期の武将、福島正則 (永禄4年 (1561)～寛永元年 (1624)) が、近江草津村に宛てて下した禁制で、軍勢の濫妨・狼藉、人取り、放火を禁じたものである。

草津村は文禄年間 (1592～1596) には豊臣秀吉の蔵入地であった。福島正則は関ヶ原の戦いで東軍の先鋒をつとめており、当禁制が出されたのは合戦の2日後である。また、発給日のさらに2日後には、戦勝した徳川家康が同村の常善寺に宿陣している。草津村は寛永11年 (1634) に膳所藩・本多氏領となり幕末に至ったが、草津に対する徳川方の支配が確定した時期を示す、貴重な資料である。

[釈文]

禁制

くさ津村

- 一 軍勢甲乙人濫妨狼藉之事
- 一 不寄男女人を執之事
- 一 放火之事

右条々異乱輩於在之者

可処嚴科者也仍如件

慶長五年

九月十七日 羽柴左衛門太輔

(禁制)

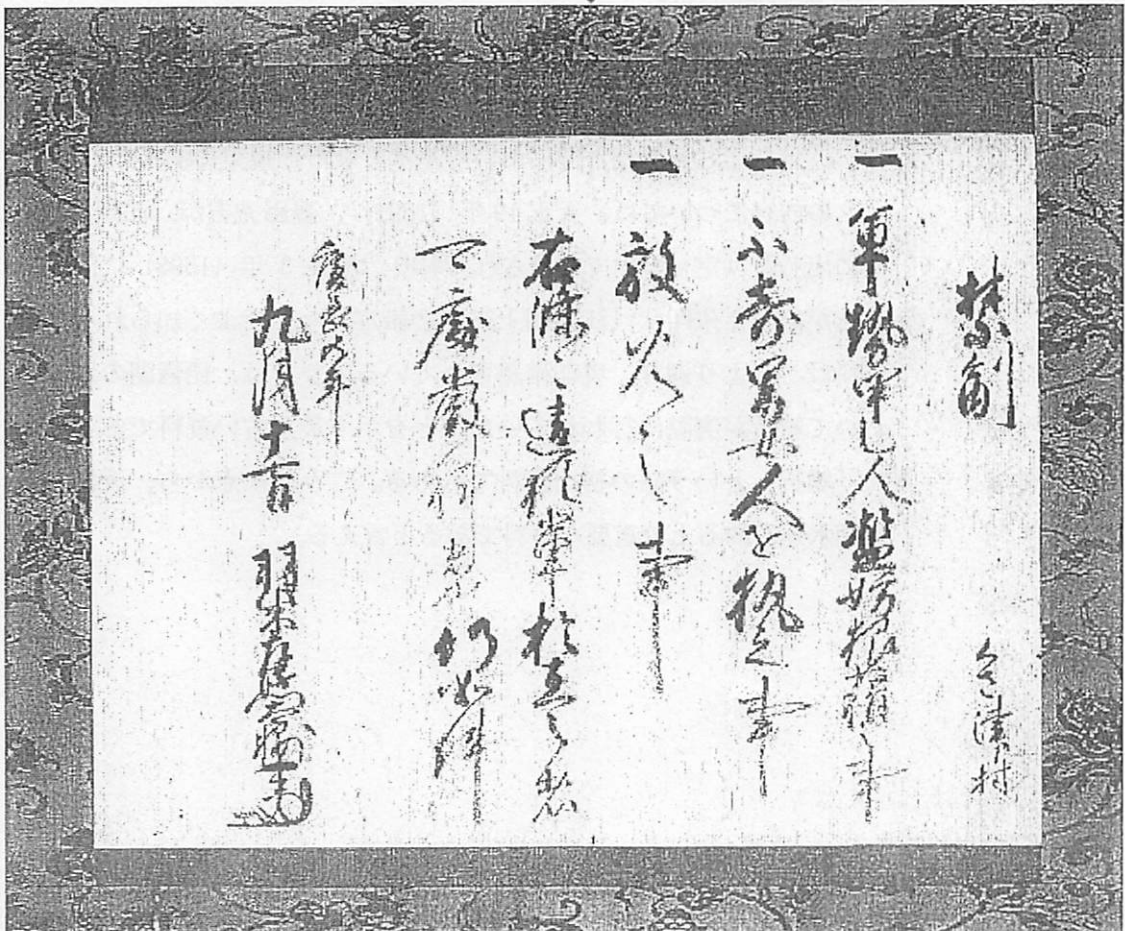
くさ津村

- 一 軍勢甲乙人濫妨狼藉之事
- 一 男女に寄らず人を執る之事
- 一 放火之事

右条々異乱の輩之在るに於ては嚴科に処すべきもの也、仍て件の如し  
慶長五年

九月十七日 羽柴左衛門太輔)

○福島正則禁制 (草津市所蔵)



1. 名 称 かんのんじせんしゅんしよじょう  
観音寺詮舜書状
2. 員 数 1 通
3. 所在の場所 草津市
4. 所有者の氏名又は名称及び住所  
草津市
5. 種 類 書
6. 法 量 縦：31.2 cm 横：48.3 cm
7. 品質及び形状 掛軸（原型は折紙）
8. 時 代 2月朔日（天正20年（1592）～文禄4年（1595））
9. 伝来その他参考となるべき事項  
原型は折紙。現在は軸装されている。
10. 諮問理由  
芦浦観音寺の第九世住持詮舜（天文9年（1540）～慶長5年（1600））が、関白豊臣秀次の家臣、吉田修理亮好寛に宛てた書状。秀次からの、廻船についての問い合わせに答えたものである。年号は記されていないが、秀次の関白在任期間から、天正20年から文禄4年の間に出されたと推測される。  
資料中に見える「矢橋浦渡舟ともおり」とは、「鱸折（ともおり、ともおれ）」を指し、「港に先に着いた船から荷物を積みだす」という、近世を通じ琵琶湖水運において基本となった規定であった。  
この内容については、天正19年（1591）、豊臣秀吉が「江州諸浦」宛に出した「定」の中で言及されており、慶長3年（1598）に同じく秀吉が出した朱印状「江州湖上往還之船定条々」でよく知られる。当資料はこれより遡り、現在確認されている限りでは、琵琶湖の廻船において鱸折が実際に行われていたことを示す最も古い資料であり、また「鱸折」という語の初出資料でもある。こうした点から、近世の琵琶湖水運を知る上で重要な資料であると言える。

〔釈文〕

以上

御折紙拝見申候

仍江州矢橋浦渡

舟ともおり之事

蒙仰候 太閤様

任御朱印之旨申

付候然者

関白様御蔵入之由御

理之儀候間彼浦之

儀迄相除申海上

之儀ニ候条百姓迷惑

申事無御座儀候

将又従先規無之由

申上通ニ候是も其

例多儀候何も以参

可得御意候恐惶謹言

二月朔日

観音寺 詮舜（花押）

吉田修理亮様

御報

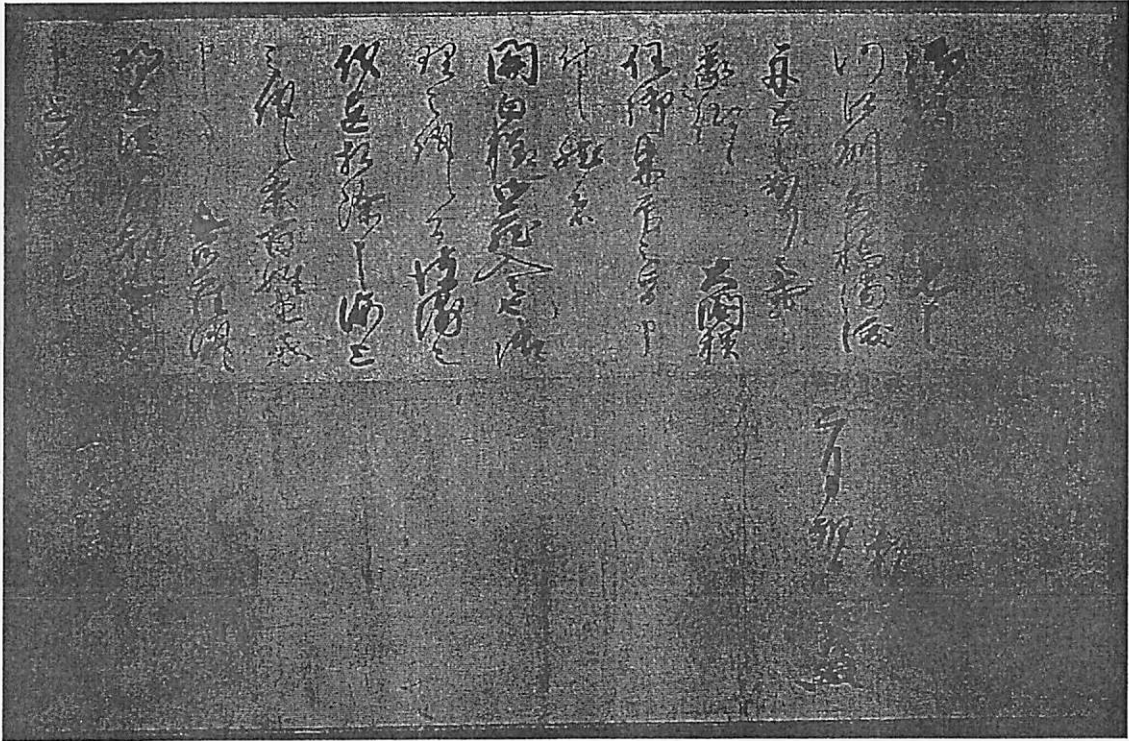
（御折紙拝見申し候、仍も江州矢橋浦渡舟ともおり之事、仰せ蒙り候、太閤様御朱印之旨に任せ申付け候、然者関白様御蔵入之由、御理之儀に候間、彼浦之儀迄相除き申、海上之儀ニ候条、百姓迷惑申す事御座無き儀に候、将又先規従り之無き由申し上げる通ニ候、是も其例多き儀に候、何も参るを以て御意得るべく候、恐惶謹言、以上

二月朔日

観音寺 詮舜（花押）

吉田修理亮様 御報）

○観音寺詮舜書状（草津市所蔵）



議第9号

草津市学校業務改善プラン案について

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市学校業務改善プランについて

教育委員会が主体となり、総合的に学校の業務改善に取り組むため、草津市学校業務改善プランを策定し、これを公表するにつき、本委員会の議決を求める。

記

草津市学校業務改善プラン案 別紙のとおり



# 草津市学校業務改善プラン【概要】



～先生が子どもと向き合う時間を作り出し、より質の高い教育を実現するために～

## プラン策定の背景

<学校の現状>

- ・社会情勢の大きな変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化。学校の業務は増加の一途。
- ・それに伴い、教職員の業務が増加。子どもと向き合う時間や授業の準備・教材研究などの時間の確保が困難に。学校単位での業務改善だけでは解決は不可能。



**教育委員会主体の総合的な学校の業務改善プランが必要！**

## 学校の業務改善のための取組

- 教育委員会が主体となり、6カテゴリー、20事項からなる草津市独自の多岐にわたる学校の業務改善のための取組を強力に推進。
- 市立小中学校の教職員の負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの実現や、子どもと向き合う時間や授業の準備、教材研究などの時間を確保し、教育の質の向上を目指す。

<具体の取組内容>

### (1) 業務環境の改善

- ①校務支援システムの活用促進 ②総合教材ポータルサイト「たび丸ねっと」の活用促進
- ③学校徴収金会計業務の適正化 ④学校事務の共同実施の推進
- ⑤各校における会議の効率化の推進 ⑥教育委員会における勤務実態の把握・休暇取得の促進

### (2) チーム学校の推進

- ①県による配置を上回る教員やスタッフの配置 ②市費によるスタッフの配置
- ③養護教諭不在時の学校支援システムの構築

### (3) ボランティアの活用促進

- ①地域住民によるボランティア活動の促進 ②学生ボランティア派遣システムの構築

### (4) 市から学校へ依頼する業務の見直し

- ①教育委員会から学校への調査依頼の見直し ②教育委員会が主催する会議・研修の見直し
- ③教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫
- ④学校への連絡等を行う時間帯等の配慮

### (5) 部活動の見直し

- ①部活動休養日や活動時間の検討 ②運動部活動指導員派遣システムの構築

### (6) 学校運営体制の強化

- ①コミュニティ・スクールくさつの推進 ②学校問題サポートチームの活用
- ③教職員のタイムマネジメント力の向上

※上記取組のうち、(1)⑥中の「教育委員会における各校の勤務実態の把握」、(2)②中の「看護師の配置」「教室アシスタントの配置」、③の「養護教諭不在時の学校支援システムの構築」、(3)②の「学生ボランティア派遣システムの構築」、(5)②の「運動部活動指導員派遣システムの構築」は平成29年度からの新規施策



**進捗状況や実効性を適宜フォローアップ**



**フォローアップ結果を踏まえて更なる改善策を検討**



案

# 草津市学校業務改善プラン

～先生が子どもと向き合う時間を作り出し、より質の高い教育を実現するために～

平成 29 年 月

草津市教育委員会

## 目次

1. はじめに	1
2. 学校の業務改善のための取組	2
(1) 業務環境の改善	
(2) チーム学校の推進	
(3) ボランティアの活用促進	
(4) 市から学校へ依頼する業務の見直し	
(5) 部活動の見直し	
(6) 学校運営体制の強化	
3. 今後の方向性	9

## 1. はじめに

近年の社会情勢の大きな変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校に求められる役割も増大しています。また、学校だけでは解決できない課題も増えています。

学校の業務は増加の一途を辿っており、本来であれば、学校において最も重視しなければならない教員が子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が十分に確保出来なくなっています。

こうした状況は、国や滋賀県（以下「県」という。）でも問題視されており、国からは「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成28年6月13日文科科学省次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース）が、滋賀県からは「滋賀県教育委員会の働き方改革先生が子どもと向き合う時間をふやすために」が出されており、学校における業務改善を強力に推進することが求められているところです。

本市においても、この問題を解決するために、教育委員会に検討チームを設置し、学校からの意見も踏まえながら、積極的な議論を進めてきました。

その議論の集約として、この「草津市学校業務改善プラン」を策定しました。この中に盛り込まれている各種施策を実行し、学校の業務改善を進めていきます。

なお、学校の業務改善は、一朝一夕で終わるような簡単なものではありません。また、学校の努力だけで成し遂げられるものでもありません。保護者や地域の方々のご理解・ご支援もいただきながら、常に改善策を検討・実行していくことが必要です。学校の業務改善が進めば、教員が子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質の向上につながります。学校の業務改善の取組に対し、ご理解・ご支援をいただければ幸いです。

## 2. 学校の業務改善のための取組

### (1) 業務環境の改善

学校の業務改善については、学校単位での取組が従来から行われてきました。しかしながら、昨今の学校の業務環境は非常に厳しくなっており、学校単位の取組だけでは解決できない状況におかれています。このため、教育委員会としても改善策を講じ、学校の業務環境の改善を図っていきます。

#### ① 校務支援システムの活用促進

出席簿や指導要録の作成、成績処理等の各種校務を行う校務支援システムを整備しています。これにより、教職員間の情報共有も容易になっています。校務支援システムの活用を促進し、校務の効率化を図っていきます。

#### ② 総合教材ポータルサイト「たび丸ねっと」の活用促進

教職員が作成した優れた教材や指導案などの電子媒体を登録することにより、他の学校の教職員も自由にアクセス、ダウンロードすることができる総合教材ポータルサイト「たび丸ねっと」を整備しています。これにより、授業の準備に必要な情報を入手しやすくなり、優れた教材や指導案などを活用することもできるようになっています。

また、これまで電話やファックスで教育委員会から学校へ伝えていた情報を、ポータルサイトの掲示板機能を活用することで、より簡単に共有できるようになっています。これらの機能を活用し、業務の効率化を図っていきます。

#### ③ 学校徴収金会計業務の適正化

各校ごとに差異のあった学校徴収金の会計処理のルールを統一し、担当する教職員が会計処理を行いやすくするため、「草津市立小中学校における学校徴収金取扱要領」や「草津市立小中学校における学校徴収金の取扱に関するガイドライン」、「草津市小中学校 学校徴収金督促事務取扱要項」を策定しています。

また、学校給食費については公会計化するとともに、「学校給食費徴収事務取扱要領」に基づき、学校給食費の徴収ルールも統一し、督促の際には市も関与する等により、教職員の負担軽減を図っていきます。

④ 学校事務の共同実施の推進

学校の事務職員は1校に1人配置されていますが、1人でその学校の全ての業務を担当することは困難であるため、他の学校に配置されている事務職員とチームを作り、共同作業で事務処理をしています。書類のチェックを共同で行うことによりミスを防止し、事務処理の方法を共有することなどにより、事務の効率化を図っています。こうした取組により生み出した時間を活用して学校運営にも参画し、学校の教育力の向上にも貢献していきます。

⑤ 各校における会議の効率化の推進

全教職員に配備されている校務用パソコンを活用し、会議をペーパーレスで行っている学校があります。また、会議資料の事前配布や終了時間の設定などにより、効率的な会議運営に努めている学校もあります。一方で、会議で議題とする内容が精査されていないというような場面も見られます。

教育委員会主催の会議の配布資料や、教育委員会から送付する文書の電子化を進めるなど、各校における会議の効率化の取組を支援していきます。

⑥ 教育委員会における勤務実態の把握・休暇取得の促進

学校の業務改善を進めるためには、教職員の勤務時間を把握することが必要不可欠です。これまでも校長は勤務時間を把握し、校務分掌の適切な設定などに活用してきましたが、平成29年度からは教育委員会でも各校における勤務実態を把握し、業務改善の更なる推進に活用していきます。

また、教職員の休暇取得を促進するため、教職員に対して休暇制度の啓発を進めるとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中には教育委員会が主催する会議や研修を極力行わないなどの取組を行っていきます。

## (2) チーム学校の推進

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているため、教職員の力だけで課題を解決することが困難になってきており、負担の増加にもつながっています。このため、これからの学校では、教職員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを含めたチームとしての学校の体制を整備し、校長のリーダーシップの下、課題の解決を図っていく必要があります。教育委員会では、各種スタッフの配置を充実し、チーム学校を推進していきます。

### ① 県による配置を上回る教員やスタッフの配置

学校の教職員は県費による配置が基本であり、スクールソーシャルワーカー等の教職員以外のスタッフの一部についても県費により配置されています。

本市では、少人数指導やいじめなどの問題行動への対応等を図るため、県費による配置に加え、市費でも教員やスクールソーシャルワーカーを配置しています。

これにより、手厚い指導を行うとともに、教職員の負担軽減を図っていきます。

### ② 市費によるスタッフの配置

複雑化・多様化している課題を解決するためには、教職員だけでは困難であり、多様な専門性を持つスタッフの配置が必要不可欠です。

本市では、①のスクールソーシャルワーカーのほか、学校司書、看護師、ALT（外国語指導助手）、JTE（日本人英語指導助手）、ICT支援員、教室アシスタント、インクルーシブサポーター、学校図書館運営サポーター等のスタッフを配置しています。

平成29年度より、これらのスタッフに加えて、必要のある学校に対して看護師を配置するとともに、従来の学校すこやかサポート支援員に校務補助の役割を加えて教室アシスタントという名称とし、人員を増やしています。

それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、教職員の負担軽減を図っていきます。

### ③ 養護教諭不在時の学校支援システムの構築

修学旅行の引率等の養護教諭不在時の怪我等への対応は、養護教諭以

外の教職員が行わざるを得ないため、専門性の面での不安など教職員の負担が生じていました。

平成29年度より、養護教諭不在時に、あらかじめ教育委員会に登録されている養護教諭免許保持者または看護師免許保持者を学校に派遣する仕組みを構築し、児童生徒の安全の確保と教職員の負担軽減を図っていきます。

※本市におけるチーム学校の全体像は別添参照。

### (3) ボランティアの活用促進

学校運営にあたっては、地域住民や学生等のボランティアによる学校支援活動が必要不可欠であり、教職員の負担軽減にもつながっています。各校での取組に加え、教育委員会でも促進策を講じ、ボランティアの活用促進を図っていきます。

#### ① 地域住民によるボランティア活動の促進

スクールガードや学校図書館ボランティアなどの地域住民によるボランティア活動は、学校運営に必要なものとなっています。

本市では、子どもと大人が学び合う地域学習社会を目指した「地域協働合校」を推進しており、学校を支援するためのボランティア活動が地域住民の手によって行われています。学校と地域をつなぐパイプ役である地域コーディネーターが中心となり、ボランティアの募集や必要な学校支援活動の調整を行い、地域住民によるボランティア活動を促進することにより、学校と地域の連携を深め、学校運営の充実と教職員の負担軽減を図っていきます。

#### ② 学生ボランティア派遣システムの構築

地域住民のほか、教職への関心や社会貢献への意欲がある学生にも学校支援活動に参加してもらうことにより、学校支援活動の幅が広がり、学校運営の充実と教職員の負担軽減にもつながります。

従来より、多くの学生ボランティアが学校支援活動に参加していますが、学校単位での募集であったため、大学の近くに所在する学校に偏在するなどの課題がありました。このため、平成29年度より、教育委員会で登録制のボランティアバンクを作り、交通費相当の報償費を支給す

ることにより、支援を必要とする学校に派遣する仕組みを構築していきます。

(4) 市から学校へ依頼する業務の見直し

学校の業務の中には、教育委員会からの依頼によるものや、教育委員会以外の市の部局や関係団体からの依頼によるものがあります。これらの業務を改善するためには、業務を依頼する側が配慮しなければなりません。教育委員会等から依頼する業務の見直しを図っていきます。

① 教育委員会から学校への調査依頼の見直し

教育委員会独自の調査依頼について精査を行い、必要性の乏しいものは廃止します。また、実施が必要なものについても、内容や回数、方法等の見直しを出来る限り行います。特に、調査依頼の数が多き学校教育課と学校政策推進課分については、従来と比べて1～2割の本数の削減を目指します。

② 教育委員会が主催する会議・研修の見直し

教育委員会が主催する会議や研修について精査を行い、必要性の乏しいものは廃止します。また、開催が必要なものについても、内容や回数、時間、開催時期等の見直しを出来る限り行います。

③ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫

教育委員会以外の市の部局からも、学校に対して様々な依頼が行われています。これに関し、教育委員会から各部局に対して、依頼内容を必要最小限にすることや、教職員の負担軽減を念頭においた依頼方法の工夫（例：全児童生徒への配布物の配布依頼の場合、クラスごとに仕分けをした上で送付する）を要請します。

また、関係団体に対しても、当該団体を所管する各部局を通じて、同様の要請をします。

④ 学校への連絡等を行う時間帯等の配慮

教職員の超過勤務を縮減するため、教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを原則とします。

また、各学期の始めと終わりの時期は繁忙期であるため、教職員を対



象とする会議や研修を出来る限り行わないようにするよう、教育委員会  
はもちろんのこと、教育委員会以外の市の部局や関係団体にも要請しま  
す。

#### (5) 部活動の見直し

中学校の部活動は、子どもの心身の発達には役立つものの、過度な練習  
による生徒のスポーツ障害や教員の時間外労働・休日出勤を多く生じさせ  
る原因となっています。また、競技経験や指導経験のない部活動に従事す  
ることにより、指導に不安を抱える教員もいます。教育委員会では、部活  
動から生じる負担を軽減するため、その在り方を見直していきます。

##### ① 部活動休養日や活動時間の検討

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るた  
め、部活動を行わない日（休養日）を設定するとともに、放課後や休日  
の活動時間についても検討していきます。

##### ② 運動部活動指導員派遣システムの構築

運動部の部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図ると  
ともに、部活動の活性化や生徒の競技力の向上を図るため、平成29年  
度より、学校の申し出に基づき、草津市体育協会で設立する人材バンク  
（各種競技において専門的な指導ができる地域の人材や学生を登録）か  
ら指導者を派遣する仕組みを構築していきます。

#### (6) 学校運営体制の強化

学校の業務改善には、校長のリーダーシップや、家庭や地域、関係機関  
との連携、教職員の業務改善への意識の向上などが必要です。教育委員会  
では、これらの要素を充実させるための取組を進め、学校運営体制の強化  
を図っていきます。

##### ① コミュニティ・スクールくさつの推進

学校・家庭・地域の組織的な連携と協働体制を確立するための仕組み  
であるコミュニティ・スクールくさつにおいて、ボランティアの活用に  
よる学校支援体制の整備や各校における業務改善の取組などについて取  
り上げ、家庭・地域の協力を得ることにより、学校運営体制の強化や教  
職員の負担軽減を図っていきます。

② 学校問題サポートチームの活用

学校に対する保護者や地域住民からの様々な要望のうち、学校だけでは対応できないものに対応するため、教育委員会に設けた弁護士や社会福祉士を含めたサポートチームを活用し、専門性に基づく助言・指導を受けることにより、教育相談体制の強化と教職員の負担軽減を図っていきます。

③ 教職員のタイムマネジメント力の向上

教職員が日々の業務を進めるに当たっては、タイムマネジメントを常に意識し、効率的に業務をこなしていくことが超過勤務の縮減につながります。このため、教育委員会が行う研修等を通じて、教職員のタイムマネジメント力の向上を図っていきます。

### 3. 今後の方向性

学校の業務改善を進めるため、2. に掲げた各種取組を着実に実行していきます。その上で、各種取組の進捗状況や実効性をフォローアップし、更なる改善を図っていきます。

本プランは本市における学校の業務改善に係る取組の第一歩であり、今後も引き続き、改善策を検討し、成案となったものから順次、スピード感を持って進めていきます。

また、市のみならず、国や県において改善策を講じていただく必要があるものも存在することから、教育委員会として学校のニーズを把握し、必要に応じて国や県にも改善策の検討を要望していきたいと考えています。

なお、学校の業務改善に関して、国や県から新たな方向性が打ち出されるなどの情勢の変化があり、本プランを見直す必要が生じた場合には、速やかに見直しを行います。

# H29年度 チーム学校くさつ

## <現状>

☆学校が抱える課題は複雑化・多様化。  
☆それに伴い教職員の業務が増加し、負担も増加。

教職員を中心に多様なスタッフを学校に配置し、  
校長のリーダーシップにより学校の教育力・組織力の向上を図る。

## 校長のリーダーシップ・マネジメントの充実

### 教職員

校長、教頭、教員、事務職員、管理補助業務員

小学校少人数学級編制教員

小中連携加配教員

小学校授業充実加配教員

中学校生徒指導主事加配教員

少人数指導加配教員

### 専門スタッフ

学校問題サポートチーム会議  
中学校区別グレードアップ連絡会  
スクールソーシャルワーカー活用事業  
学校問題対策委員会  
いじめ等問題行動対策アドバイザー派遣  
適応指導教室やまびこ  
スキルアップアドバイザー配置事業  
通級指導教室  
ことばの教室  
教育支援委員会  
子どもの体力向上

教室アシスタント

看護師

学校保健支援員

インクルーシブサポーター

特別支援教育巡回相談員

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

弁護士

自立支援員

スキルアップアドバイザー

学校司書

ICT支援員

ALT

JTE

外国人児童生徒教育相談員

ことばの教室指導員

インクルーシブサポーター

特別支援教育巡回相談員

部活動指導員

### サポートスタッフ

コミュニティ・スクールくさつ推進事業  
スクーリングケアサポーター派遣事業  
地域協働合校 学校関係者評価委員会

学校図書館運営サポーター

地域ボランティア

スクーリングケアサポーター

地域コーディネーター

スクールガード

学校図書館ボランティア

学生ボランティア

授業や子どもの指導の充実

地域とともにある学校づくりの推進

学校の教育力・組織力の向上

平成29年2月17日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (2) インフルエンザの流行による幼・小・中学校（園）の臨時休業の状況について
- (3) 寄付の受入れについて

## 草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱の一部改正について

## 1. 改正の目的

本市におきましては、家庭教育学習を推進するにあたり、家庭教育に直接関わりのある市立幼稚園・小学校・中学校の各単位 PTA を対象に、各単位 PTA が実施する家庭教育学習事業に要する経費の一部を補助するための補助金制度を平成 22 年度から実施しています。昨今、認定こども園の整備が進められているなか、市立認定こども園（幼保連携型認定こども園）においても PTA 組織が設立された場合は、当該補助金の対象となるため、これに対応すべく当交付要綱を改正するものであります。

なお、平成 28 年 4 月から認定こども園 2 園が開園しておりますが、下記の理由により、今年度につきましては現在の交付要綱の規定で対応できておりますことを申し添えいたします。

- ①「草津市立笠縫東こども園」につきましては PTA 組織がありますが、幼稚園型の認定こども園として草津市幼稚園条例にその設置根拠があるため、交付要綱上は市立幼稚園の位置づけとして当該補助金の対象となります。
- ②「草津市立矢橋ふたばこども園」につきましては、幼保連携型の認定こども園であり、草津市立幼保連携型認定こども園条例にその設置根拠があります。今年度については、PTA 組織がないために当該補助金の対象外となっておりますが、今後当園において PTA 組織が設立された場合は、当該補助金制度の対象となるため、当交付要綱の改正により対応することになります。

## 2. 改正点

草津市立認定こども園の PTA も対象とするため、第 1 条中に「認定こども園」を追記する。

## 3. 予算について

当該補助金につきましては、交付申請の先着 20 単位 PTA に対して交付しており、今回の改正は補助対象の追加でございますが、予算に係る部分については、変更はございません。

## 4. 改正後交付要綱

別紙のとおり

## 5. 施行日

平成 29 年 2 月 1 日

【改正後】

※下線部・・・改正箇所

## 草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域における家庭教育について学習する機会を持ってもらい、家庭教育力の向上を図るため、草津市立幼稚園、認定こども園、小学校または中学校のPTA(以下「単位PTA」という。)に対し、予算の範囲内において、草津市家庭教育学習事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者は、単位PTAとする。

2 補助対象事業は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する家庭教育について実施する大会や学習会等の事業とする。

- (1) しつけに関すること。
- (2) 生活習慣に関すること。
- (3) 人格の形成に関すること。
- (4) 食育に関すること。
- (5) 読書に関すること。
- (6) 有害情報に関すること。
- (7) その他子育て学習に関すること。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、前条に定める事業に直接要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費(うち食糧費は会議、打ち合わせ、講師への賄い等事業に必要なもののみを対象とし、会食を目的とする飲食代は除く。)
- (3) 役務費
- (4) 使用料および賃借料
- (5) 原材料費

2 補助金の額は、5,000円を上限とする。



【改正後】

※下線部・・・改正箇所

付 則

この要綱は、平成22年4月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱（平成22年告示第96号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月13日 告示第96号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、地域における家庭教育について学習する機会を持ってもらい、家庭教育力の向上を図るため、草津市立幼稚園、<u>認定こども園</u>、小学校または中学校のPTA（以下「単位PTA」という。）に対し、予算の範囲内において、草津市家庭教育学習事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月13日から施行する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成29年2月1日から施行する。</u></p>	<p>○草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月13日 告示第96号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、地域における家庭教育について学習する機会を持ってもらい、家庭教育力の向上を図るため、草津市立幼稚園、小学校または中学校のPTA（以下「単位PTA」という。）に対し、予算の範囲内において、草津市家庭教育学習事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月13日から施行する。</p>

インフルエンザの流行による幼・小・中学校(園)の臨時休業の状況

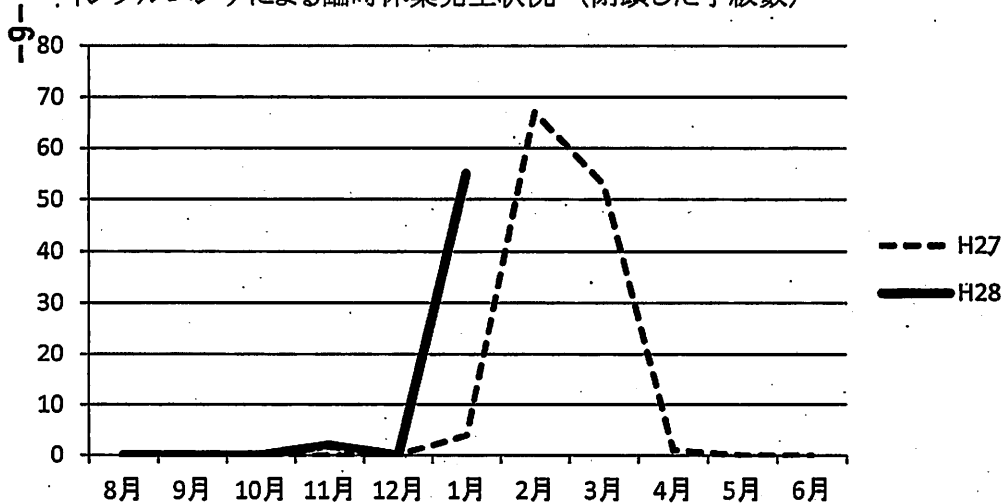
平成29年2月7日現在

病名	年度	平成27年度												平成28年度											
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
閉鎖された学級数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	67	53	1	0	0	0	0	0	0	2	0	55	16	0
幼稚園	学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	
小学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	53	37	0	0	0	0	0	0	0	2	0	24	9	
中学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	3	

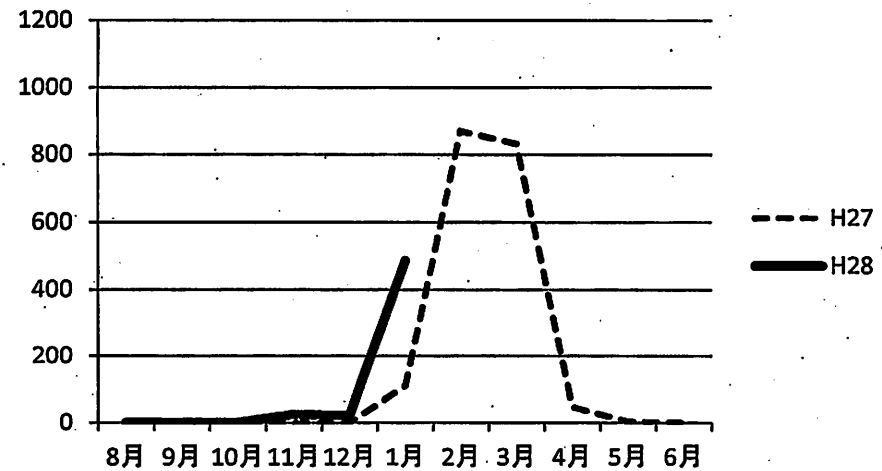
\*インフルエンザ様疾患による出席停止報告数

病名	年度	平成27年度												平成28年度											
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
インフルエンザ罹患者数		8	4	0	0	0	0	0	1	1	110	869	831	48	4	0	0	0	0	1	25	23	486	232	0
幼稚園	人	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12	39	50	9	0	0	0	0	0	1	4	0	24	12	
小学校	人	5	1	0	0	0	0	0	0	1	96	697	641	32	1	0	0	0	0	0	20	17	290	164	
中学校	人	3	1	0	0	0	0	0	0	1	2	133	140	7	3	0	0	0	0	0	1	6	172	56	

インフルエンザによる臨時休業発生状況 (閉鎖した学級数)



インフルエンザ罹患者数 (出席停止人数)



※臨時休業の判断基準は20%の欠席を一応の目安に、流行状況や児童生徒の健康状態等を考慮しながら、学校医の指導助言を仰ぎ判断します。  
平成27年度は1月から3月の初めにかけて多く発生しました。今年度は、県内において流行期に入っており、今後、本格的な流行が予想されています。

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
テント	2	100,000	200,000	大津市浜町1番38号 ㈱滋賀銀行 取締役頭取 高橋 祥二郎 (CSR型私募債)	H29年 1月25日	玉川中学校
小計			200,000			
案内板	1	13,899	13,899	草津市青地町827	H29年	志津幼稚園
パラバルーン(黄色)	1	74,000	74,000	志津地区教育振興会	1月31日	
ころっこ(塗り絵用ローラー)	1	4,261	4,261	会長 奥村 芳正		
画筆(幼児用) 特大	10	600	6,000			
画筆(幼児用) 大	4	460	1,840			
小計			100,000			
鉄琴台	2	14,800	29,600	草津市野路9丁目6-63	H29年	玉川幼稚園
ハンドベル	12	490	5,880	玉川幼稚園PTA	2月1日	
タンブリン	3	4,200	12,600	会長 白米山 直子		
小計			48,080			
合計			348,080			